

- 80) 図3-2は、E. A. Wrigley and R. S. Schofield, *The Population history of England 1541-1871*, p. 408より作成：E. A. Wrigley, *People, Cities and Wealth*, pp. 239-240.
- 81) Leeds District Archives, Leeds Township Census Enumerators' Returns 1801, LCA, LPC 104.
- 82) *The Statutes at Large, An Act for taking an Account of the Population of Great Britain, and of the Increase or Diminution thereof*, IX, p. 779.
- 83) 安元 稔『イギリスの人口と経済発展——歴史人口学的接近——』京都、1982、339-341頁；Minoru Yasumoto, *Industrialisation, Urbanisation and Demographic Change in England*, Nagoya, 1994, pp. 86-91；安元 稔「産業革命期イギリス工業都市の疾病——リーズ篤志総合病院入退院台帳（一八一五～一八一七年）の分析——」『社会経済史学』第59巻第1号、1993、123頁。
- 84) Leeds District Archives, Leeds Township Census Enumerators' Returns 1801, LCA, LPC 104.
- 85) *Ibid.*, 2nd of North East Division, folio 24.
- 86) *Ibid.*, Millhill Division, folio 28.
- 87) Minoru Yasumoto, *Industrialisation, Urbanisation and Demographic Change in England*, p. 87, Table 2-14.
- 88) *Ibid.*, p. 87, Table 2-14.
- 89) *Ibid.*, p. 89, Table 2-15.
- 90) *Ibid.*, p. 90, Table 2-16.
- 91) *Ibid.*, pp. 168-187.
- 92) *British Parliamentary Papers, Abstract, presented to the House of Commons, of the Answers and Returns made to the Population Act of 41st Geo. III, 1801*, p. 450.
- 93) Leeds District Archives, Leeds Township Census Enumerators' Returns 1801, LCA, LPC 104, Population of Leeds taken in April 1801；*British Parliamentary Papers, Abstract, presented to the House of Commons, of the Answers and Returns made to the Population Act of 41st Geo. III, 1801*, p. 450.
- 94) E. Higgs, *Life, Death and Statistics*, p. 10；E. Higgs, 'A cuckoo in the nest?', p. 121.

第4章 ヴィクトリアン・センサス

——1841年センサスの成立——

山本 千映

はじめに

前章で詳しく見たように、イギリスにおいては、18世紀半ばの議論を経て、1801年に第1回の全国人口調査（センサス）が行われる。この最初のセンサスは、多額の経費が見込まれるにもかかわらず、大方の賛同を得て比較的速やかに実施されたが、その背景には、18世紀末における穀物価格の高騰や救貧負担の増大といった問題があり、マルサスが1798年に著した『人口論』初版で語られた、生活資料（subsistence）と人口のバランスは実際のところどうなのか、といった問題もあったと考えられる。これに対し、1841年に行われた第5回のセンサスは、それまでの4回のものとは、実施のための組織および実際に得られた情報の点で、非常に異なったものとなった。それは、一方では、1830年代における行政上の様々な改革を反映したものであるし、他方で、当時の知的なバックグラウンドの影響を受けたものでもあった。

英国史における1830年代は、行政上のさまざまな改革がなされた10年間であった。1832年の選挙法改正では、56の腐敗選挙区が廃止され、全部で143の議席がそれまで代表権を持たなかった北部の工業都市を中心に再配分された。地方自治においても、都市自治体法が1835年に制定され、都市ごとにきわめて多様だった行政組織や役職者の選挙方法が標準化される契機となった。後に詳述する、改正救貧法と出生・死亡・婚姻に関する民事登録を定めた法律が可決さ

れたのは、それぞれ1834年と1836年である。こうした種々の変化を象徴するように、王位もめまぐるしく変わった。1830年にジョージ4世が死去し、7年に満たないウィリアム4世の短い治世の後、1837年にはヴィクトリア女王が即位し、以降1901年まで続くヴィクトリア朝が開始するのである。

こうした改革は、18世紀後半から本格化した工業化による社会の諸側面への影響に、既存の制度がついて行けなくなったことへの対応と捉えることもできよう。工場制の成立や鉄道の建設によって人々の労働のあり方が変わり、ブリテン島内の人口分布も変わって、北部工業都市群が勃興した。選挙法改正は、このことが同時代人に明確に認識されたことのあらわれであろうし、1835年の都市自治体法によって、それまで適切な自治組織をもたなかったマンチェスターやバーミンガムといった都市にも、全国的に標準的な機構が形成されることになる。そして、新組織となった都市自治体の職員たちが、新救貧法や民事登録制度によって成立する新しい行政機構のもとで、センサスの調査員を担っていくのである¹⁾。

1841年センサスの実施機構の設計をどのように行うかについての、当時の知識人たちによる圧力というものについても一瞥しておこう。その一つは、1834年に設立されたロンドン統計協会、後の王立統計協会である。ロンドン統計協会は、1841年センサス実施に助言を与えるために委員会を立ち上げており、その報告書では、新しい救貧行政および民事登録制度による行政機構を、人口調査に最大限に活かすよう助言し、また、年齢や婚姻状態、職業、出生地、健康状態などを世帯個票に書き込む形で調査すべきと主張した。後に見るように、実際の調査に当たっては、設問数に関してはむしろ絞り込まれて少なくなるのだが、新しい行政機構の利用や世帯個票に個人の名前をすべて記入するといったアイディアは採用される。より正確な「国家の状態」を知るために、取れる統計はどんなものでも取るべきだという当時の知的風潮もまた、1841年センサスの制度設計に影響を与えたのである²⁾。

以下、次節で1841年センサスとそれ以前のセンサスの相違についてまとめ、第3節で1830年代の行政上の変化を整理する。第4節では、センサス実施の際

の調査区の設定および調査員の選定について、第5節で事前準備について述べ、第6節でまとめる。

第1節 1841年センサスにおける変更点

歴史家にとって、1841年以降のいわゆるヴィクトリアン・センサスとそれ以前のセンサスとの最大の相違点は、後者は議会報告書での集計値しか手に入らないが、1841年以降は、議会報告書に加えて、Census Enumerators' Books と呼ばれる個票データが残されているという点である。このこと自体、1841年において、センサスの実施方法に大きな変更がなされたことを反映している。1831年以前においては、各教区の貧民監督官 (overseers of the poor) に対して、自らの教区内の人口を、性別や年齢、職業ごとに数え上げ、それを中央に報告することが求められた。これに対して、1841年以降のセンサスでは、事前に各世帯に世帯個票 (household schedules) が配布され、基本的には、被調査者自らが回答する自計式が採用された。センサス当日には、調査員 (census enumerators) が各戸を回り、世帯個票をもとに自らが持参した調査簿 (census enumerators' books) に転記した。現在、我々が利用できるセンサス個票とは、この調査簿のことである³⁾。まず、1831年センサスの実施のあり方と1841年センサスのそれとを比較することで、1841年以降のセンサスの特質を探っていこう。

1831年までの初期のセンサスを取り仕切ったのは、庶民院の事務局員であった、ジョン・リックマン (John Rickman) である⁴⁾。対仏戦争の最中の1796年に、リックマンは、'Thoughts on the Utility and Facility of a general Enumeration of the People of the British Empire' と題する私的な論文を執筆した。その中で、彼は、教区簿冊を用いて18世紀の人口趨勢を推計することは可能であり、また、静態統計としてのセンサスの実施が対仏戦争遂行のための徴兵のためにも有効であることを主張した。この論文は、後に庶民院議長になるチャールズ・アボットの目にとまることになり、リックマンは、アボットの

私秘書として1801年センサス法案の起草に携わった。アボットが庶民院議長に選出された1802年からは議長の私秘書を勤め、1814年7月からは庶民院の第二事務次長 (Second Assistant Clerk)、1820年以降は事務次長 (Assistant Clerk) として、1840年に亡くなるまで、センサス法案の立案とその実施に力を尽くした。

1601年のエリザベス救貧法⁵⁾の制定以来、イングランドおよびウェールズにおける地方行政で重要な役割を果たしてきたのは、各教区 (parish) の貧民監督官であり、リックマンがセンサス実施にあたって、実際の数え上げの作業を担当させることにしたのも彼らであった⁶⁾。例えば、1831年センサスの根拠法では、イングランドでは各教区の貧民監督官または「相応の人物」が、スコットランドでは学校教師が任命され、法令に付された表と様式を記入するよう規定している⁷⁾。資料4-1 (章末参照) には、1831年センサスで各教区の貧民監督官が調査するよう求められた調査内容が掲げられている。まず目を惹くのは、調査日が必ずしも1日だけと限定されていない点である。前文では、調査日が1831年5月31日と定められているにもかかわらず、一日で足りなければ、その直後の日数をかけて調査して良いとされている。

第二に、調査項目が16項目と多い点である。家屋数について (設問1~3)、家業について (設問4)、男女別人口について (設問5)、20歳以上の男性数 (設問6)、20歳以上の男性の職業について (設問7~12)、男女別 (男性は年齢別 (20歳未満/20歳以上) も含む) 家内奉公人の数 (設問13)、製造業従事者および鉱業従事者の詳細 (設問14)、前回1821年調査からの人口増減の理由 (設問15)、回答についての補足 (設問16) の16項目について、各教区の貧民監督官が1人で回答することが求められている。

第三に、家業や20歳以上の男性の職業など、貧民監督官が自身で区分したうえで、実際に数え上げることが求められている点である。例えば、設問7では、20歳以上男性のうち、農業に従事している者の数を数え上げることが求められているが、さらに、1) 農業労働者または農業サーヴァントを雇用している土地占有者、2) 家族労働以外の労働力を雇用していない土地占有者、3) 農業

労働者および農業サーヴァント、の三者を分けて数えることが求められているし、設問8から12では、それぞれ、製造業 (設問8)、小売業 (設問9)⁸⁾、商人・銀行家・資本家・各種専門職 (設問10)、坑夫・漁師等 (設問11)、その他 (設問12) に分けて20歳以上の男性の数が求められている。

これらの3点は、いずれも統計の正確さの確保の点で好ましくない。まず、1点目の調査日が複数日に渡ることを許している点は、設問5でセンサス当日に何名の人々が見いだされるかが問われているにもかかわらず、必ずしも現在人口が計測されたわけではなく、常住人口が報告された可能性を示唆している。例えば、都市部など数日間だけの滞在者が多い地域では、センサス当日に滞在していた場所でカウントされない者が出る可能性がある。逆に、当日滞在した場所でカウントされ、翌日、別の場所でまたカウントされるという可能性も否定できない。前者の場合には過少登録になるだろうし、後者の場合、当該人口は過大に報告されることとなる。

次に、2点目の設問が非常に多いことは、それだけ調査にかかる時間も長くなって一日の作業では間に合わない可能性を高めたとともに、作業がより煩雑になることによる計算間違いが起りやすくなったことが想像される。このことは、3点目の、カテゴリ分けが貧民監督官に任されている点とともに、統計の正確さの点でマイナスの要因となったと思われる。興味深いのは、設問5の注意書きに、20歳以上の男性の数が男性総数の半分よりも著しく異なっている場合は確認作業を行い、必要なら修正するよう指示されている点である。また、設問13の後に添えられた注意書きでは、設問7~13の合計値を確認し、設問13では20歳未満の男性サーヴァントの数が含まれていることから、合計値が設問6の20歳以上男性の数よりも大きくなることを確認するよう求めている。すなわち、調査の設計段階においてすでに、貧民監督官に期待されていた作業の煩雑さが認識されており、それゆえに具体的な確認方法が示されているのであろう。

では、1841年センサスでは、これらの問題がどういった形で解消されているのであろうか。第一に、調査日は、原則的に1日のみとされている。1841年セ

図 4-1 1831年センサスの調査票

A.D. 1830. 11th GEO. IV. & 1st GUL. IV.

C.30. C.30.

11th GEO. IV. & 1st GUL. IV.

A.D. 1830.

FORM of ANSWER by the OVERSEERS, &c. in England, and SCHOOLMASTERS, &c. in Scotland, to the Questions contained in the Schedule to an Act, 11th George 4th, intituled "An Act for taking an Account of the Population of Great Britain, and of the Increase or Diminution thereof."

QUESTION 1st.	QUESTION 2d.	QUESTION 3d.
Name and Description of Parish, &c. and within what County, Hundred, Town Corporate, or other Division situate.	Inhabited Houses.	By how many Families occupied.
		Household building.
		Other Houses uninhabited.
QUESTION 4th. OCCUPATIONS.		
Families chiefly employed in Agriculture.	Families chiefly employed in Trade, Manufactures, and Handicraft.	All other Families not comprised in the Two preceding Classes.
QUESTION 5th. Persons, including Children of whatever Age.		
Males.	Females.	Total of Persons.
N.B.—Individuals are to be numbered only in those Parishes, Townships, or Places where they severally happen to be at the Time of taking the Account.		
QUESTION 6th.	QUESTION 7th.	QUESTION 8th.
Total Number of Males Twenty Years old.	Males employed in Agriculture.	Males employed in Manufactures, or in making Manufacturing Machinery.

11 Geo. IV. & 1 GUL. IV. Q

資料出所：The 1831 Census Act, 11 George IV and 1 William IV, c. 30.

ンサスの根拠法では、1841年7月1日木曜日が調査日に指定され、前日の6月30日の夜を当該調査区で過ごした人が調査対象であることが明記されている⁹⁾。第二に、調査項目は、氏名、性別、年齢、職業、外国人か否か、当該教区で生まれたかの6項目に絞られ、年齢についても、15歳以上は5歳刻みでの記入のみとされた¹⁰⁾。第三に、調査員は家屋数と男女別人数の合計値を調査票1枚ごとと調査区全体について数え上げることは求められたものの、基本的な作業としては前記の4項目を調査票に記入することだけに限定されていた¹¹⁾。

実際の調査票を見比べてみると、これらの相違点がより明確になろう。図 4

図 4-2 1841年センサスの調査票

City or Borough of Southampton
Parish or Township of St. Lawrence

36
Example of Enumeration Schedule,
showing how Entries may be made.

PLACE.	HOUSES Uninhabited or Building.	Inhabited.	NAMES of each Person who abode therein the preceding Night.	AGE and SEX.		PROFESSION, TRADE, EMPLOYMENT, or of INDEPENDENT MEANS.	Where Born	
				Males.	Females.		Whether Born in same County.	Whether Born in Scotland or Foreign Parts.
George Street		1	James Johnson	40		Chemist	✓	
			June do.	35			✓	
			William do.	15		Shoem. Sh.	✓	
			Anne do.	15			✓	
			Edward Smith	30		Chemist's Sh.	✓	
			Sarah Bodens	45		W. S.		✓
	do.	126	John Cox	60		Publican	✓	
	do.	128	Mary do.	45			✓	
	do.	129	John do.	30			✓	
	do.			James Macpherson	25		W. S.	
Baker Borough Place, named The Close.			Henry Wilson	35		Wm.	✓	
			W. S.	20				
			William Jones	50		Farmer	✓	
			Elizabeth do.	40			✓	
			William do.	15		Wm.	✓	
			Charlotte do.	8			✓	
			W. S.	5			✓	
			Richard Clark	30		Wm. S.	✓	
	do.	126	Robert Hall	45		Tailor	✓	
			Maria do.	30			✓	
Chapel Place.			John Austin	25		Tailor S.		✓
			Ann Williams	20		W. S.	✓	
			Edward Jackson	35		Ind.	✓	
			Charles do.	30		W. S.	✓	
			James Linty	20		W. S.		✓
TOTAL in				266	5		15	10
Page				323	5			

B b

資料出所：Higgs, Clearer Sense, p. 181.

-1 は、1831年センサスにおいて、教区の貧民監督官が中央へ提出することとされていた調査票である¹²⁾。貧民監督官の役割は、文字通り、家屋や世帯、それぞれの属性ごとの個人の数を数え上げることだったというのが見て取れる。調査票に数値を書き込む形になっているため、職業区分についても1841年以降に見られるような数百にも及ぶ区分は不可能で、農業について若干細かい区分がなされているものの、その他は、製造業、小売業、商業および専門職、それ以外、という区分であり、年齢別の集計は、男性の総数および奉公人について20歳以上か未満かで数えられている（設問6および13）。他方、図4-2に示した1841年センサスの調査票を見ると、調査員に求められたのは、居住者の名前をすべて書き上げ、年齢、性別、職業等を細かく記すことであった¹³⁾。換言すれば、数え上げの作業は、末端の調査者には求められていなかったということである。では、1841年センサス実施に際して、どのような実施機構が用いられたのであろうか。これを理解するためには、1830年代に行われた、大規模な行政改革について見る必要がある。次節では、1834年の救貧法の改正と1836年の民事登録制度の導入について、詳細に見ていく。

第2節 1830年代の行政上の変化：新救貧法と人口動態統計の世俗化

前述のように、1831年以前のセンサスは、実際には、庶民院の事務官であるジョン・リックマンがオーガナイズしていたが、制定法上は、次のような経路で中央に情報が上げられることになっていた。すなわち、1831年5月30日とその直後の数日が調査日とされ、調査を担当した貧民監督官達は、治安判事が主宰する四季裁判所のイースター・セッション後に、治安監察官（high constables）に調査結果を報告する。この報告会は、6月25日から7月21日の間に開かれることになっており、そこで誤記や計算間違いがチェックされる¹⁴⁾。次いで、治安判事裁判所書記官（Clerks of the Peace）を通じて、8月1日までに内務大臣へ提出され、内務大臣が任命する事務官（つまりリックマン）によって作られた摘要が、8月1日から10ヶ月以内（10ヶ月以内に議会が開催されな

い場合は次の議会の開会から14日以内）に議会に報告される¹⁵⁾。ここに登場する貧民監督官や治安判事、治安判事裁判所書記官、治安監察官といった役職は中世以来のものであり、こうした伝統的な地方行政の仕組みを利用してセンサスが行われていたのがわかる。

これに対し、1841年センサスを執り行った中央組織は、内務省内に設置された登記本署（The General Register Office）という新しい組織であった¹⁶⁾。登記本署は、直接的には1836年の「イングランドにおける出生・死亡・婚姻の登録に関する法律（以降、「1836年登録法」と略記）」によって設立されるが、¹⁷⁾ 1841年センサスの実施機構に関連して、その二年前に行われた1834年の救貧法改正によって創出された教区連合が重要となる。

1 1834年改正救貧法¹⁸⁾

ウェッブ夫妻による『イングランドにおける救貧法の歴史（*English Poor Law History*）』が『イングランドの地方政府（*English Local Government*）』の一部として書かれていることからわかるように、イングランドにおける救貧行政は、すぐれて地方自治の問題であった¹⁹⁾。1601年のエリザベス救貧法では、実際の行政担当者は、2名以上の治安判事によって毎年イースターの時期に任命される、教区委員（churchwarden）および2～4名の有力な世帯主（substantial householders）からなる貧民監督官であり、治安判事の同意の下に自らや家族を養うことのできない貧者に対して、麻などの現物を与えて労働させるか、または、必要に応じて給付金を与えることが定められている²⁰⁾。

救貧行政の財源は教区住民の動産に課せられる救貧税（poor rate）であったが、産業革命の開始から半世紀たった19世紀前半においては、増大する救貧税負担が大きな社会問題になっていた。その原因として当時批判を浴びていたのは、労働可能貧民（the able-bodied poor）に対する給付金支給制度であった。とりわけ、イングランド南部を中心に18世紀末から広く行われるようになったスピーナムランド制度が有名であるが、これは、労働可能貧民に対して、最低水準の生活が維持できるよう、パンの価格と家族規模に応じて給付金を支給す

るという制度である。こうした給付金制度への批判は、けがや高齢のため働くことができない貧民ではなく、労働可能貧民に対して給付金を支給することにある。すなわち、自ら働くことで得られる賃金と同等の給付金を得られるような制度は、労働者の怠惰を招き、自助の精神が阻害され、結果としてますます救貧税負担が増大し、さらなる貧困を招くというものである²¹⁾。

こうした批判に対する同時代人の解答は、1832年に救貧法の現状調査のために組織された王立委員会の報告書に見いだすことができる。1834年報告書として議会に提出された報告書の中で強調されているのは、いわゆる「劣等処遇の原則 (principle of 'less eligibility')」とワークハウス・テストである。救貧のための申請が通ったとしても、最低レベルの労働者以下の処遇しか受けられないことを徹底し、その実現策としては、厳格な規律に従い、つらい労働に従事し、単調な食事しか与えられず、家族と別々に収容される救貧院に入る以外の選択肢を作らないというものであったため、救貧院に入るという選択をすること自体、その申請者が真に貧困に陥っているかどうかのテストになっているという制度である²²⁾。具体的な政策提案としては、労働可能貧民に対するすべての院外給付の廃止、救貧法に関するすべてを管理する中央当局の設置、教区をまとめて教区連合とすること、教区連合に教区連合内各教区が共同で利用できる救貧院を設置する権限を与えること、といったものが挙げられている²³⁾。これを受けて、同年に成立したのが、1834年改正救貧法である。

1834年の改正救貧法では、地方レベルでの裁量権を再編し、中央当局として救貧法委員会 (Poor Law Commissioners) を設置して、救貧法に新しい行政機構を与えた²⁴⁾。とりわけ、救貧法委員会に与えられた権限は強力であり、同法第十五条では、以下のように、貧民救済の執行について監督・管理することをはじめ、貧民の管理や救貧院の経営、救貧院内の児童の教育等について、規則や命令、規制を発する権限を持つことが規定されている。

XV. ... from and after the passing of this Act the Administration of Relief to the Poor throughout *England* and *Wales*, according to the existing Laws, or

such Laws as shall be in force at the Time being, shall be subject to the Direction and Control of the said Commissioners; and for executing the Powers given to them by this Act the said Commissioners shall and are hereby authorized and required, from Time to Time as they shall see Occasion, to make and issue all such Rules, Orders, and Regulations for the Management of the Poor, for the Government of Workhouses and the Education of the Children therein, and for the Management of Parish poor Children ...²⁵⁾

加えて、救貧法委員会の権限として複数の教区を結合して教区連合 (Poor Law Union) を設立するよう命令できるとした第二十六条は、1841年センサスの実施にあたって重要な役割を担うことになる。

XXVI. ... it shall be lawful for the said Commissioners, by Order under their Hands and seal, to declare so many Parishes as they may think fit to be united for the Administration of the Laws for the Relief of the Poor, and such Parishes shall thereupon be deemed a Union for such Purpose, and thereupon the Workhouse or Workhouses of such Parishes shall be for their common Use; ...²⁶⁾

また、各教区連合の行政当局として保護委員会 (Board of Guardians) を設置することを定めた第三十八条も重要である。

XXXVIII. ...where any Parishes shall be united by Order or with the Concurrence of the said Commissioners... a Board of Guardians of the Poor for such Union shall be constituted and chosen, and the Workhouse or Workhouses of such Union shall be governed, and the Relief of the Poor in such Union shall be administered, by such Board of Guardians; and the said

Guardians shall be elected by the Rate-payers, and by such Owners of Property in the Parishes forming such Union as shall in manner hereinafter mentioned require to have their Names entered as entitled to vote as Owners in the Books of such Parishes respectively; and the said Commissioners shall determine the Number and prescribe the Duties of the Guardians to be elected in each Union, and also fix a Qualification without which no Person shall be eligible as such Guardian. ...²⁷⁾

こうして、1834年改正救貧法によって、中央当局として救貧法委員会が、地方当局として教区連合ごとに保護委員会が設置される。この2年後に成立する人口動態統計の民事登録制度では、政府による人口動態の把握が、この教区連合という新しい行政単位を利用して行われる。

2 民事登録制度の成立と登録区

英国における出生・婚姻・死亡といった人口動態統計についてもまた、救貧行政と同様に、テューダー期にまでさかのぼることができる。ヘンリー8世の離婚問題に端を発した英国の宗教改革は、1534年の国王至上法によるローマ・カトリックからの離脱という形で進行する。国教会体制の強化という側面もあって、1538年には、ヘンリー8世の寵臣トマス・クロムウェルによって、各教区の牧師と副牧師に対して、登録簿を用意し、教区内のすべての洗礼・婚姻・埋葬を記録、保管するよう通達が出された²⁸⁾。

1836年登録法により、こうした教会による登録制度が再編され、民事登録制度が成立する。この動きの背景としては、(1)教区登録制度発足以来、制度的に無権利状態に置かれていた国教忌避者の増加、(2)国教会の登録制度自体の不備、(3)正確な死亡統計の要請、の三点があげられている²⁹⁾。不動産・動産の継承・相続・売買に際して、その権原を示す証拠書類として本人や親族の出生・婚姻・死亡等の記録が必要となる。しかし、幼児洗礼を行わない宗派や洗礼・婚姻・埋葬登録の不備な宗派は、紛争が生じた時に証拠を提出することができず、

また、そうした書類が存在した場合でも、国教会の書類に比して証拠能力が劣るとされた。他方で、国教会の教区簿についても、記録の仕方が教区によってまちまちで、謄本の作成や保存状態によっては証拠能力をまったく欠くケースもあった。こうした財産権保護の要請からとともに、都市化の進展にともなう都市環境の悪化と死亡率の急上昇から、公衆衛生への関心が高まり、また、年金・生命保険に携わる統計学者や友愛組合からの疾病に対する情報の需要も高まった。これらがあいまって、宗派によらずイギリス国民全員を対象とした身分登録制度が希求されたのである。

国教忌避者が無権利状態に置かれた法的な理由として、一つには、1753年のいわゆるハードウィック婚姻法 (Hardwicke's Marriage Act) においてクエーカー教徒とユダヤ教徒を除いて、英国国教会の儀礼に則った婚姻のみが正式なものとされたことによって固定化されたことが挙げられる³⁰⁾。また、ローズ卿 (Sir George Rose) による1812年のローズ法では、国教忌避者達の洗礼・婚姻・死亡記録は、法廷での証拠として取り扱われないとされていた³¹⁾。1836年登録法では、第一条で、1812年ローズ法が、「イングランドにおける国王陛下の臣民の出生、死亡および婚姻に関して完全な登録のためには……不適當である」ため、同法を制定するとしている。

実際の行政機構としては、以下のような諸機関が設置されることとなった。まず、第二条では、ロンドンまたはウェストミンスターに「登記本署 (The General Register Office)」を置き、「登記本署長官 (Registrar General)」が任命されることが定められている。

II. ... it shall be lawful for His Majesty to provide a proper Office in *London* or *Westminster*, to be called "The General Register Office," for keeping a Register of all Births, Deaths, and Marriages of His Majesty's Subjects in *England*, and to appoint for the said Office under the Great Seal of the United Kingdom a Registrar General of Births, Deaths, and Marriages in *England*, and from Time to Time at Pleasure to remove the said Registrar

General, and appoint some other Person in his Room.³²⁾

また、第七条では、1834年の改正救貧法で設置された教区連合の行政当局たる保護委員会が、登記本署長官の認可のもとに、教区連合を適当と思われる数の登録区 (Registrar's Districts) に分割すること、保護委員会は登録区ごとに出生死亡登録官 (Registrar of Births and Deaths) を任命すること、保護委員会の吏員 (clerk) を地区登録監督官 (Superintendent Registrar) とすること、が定められた。

VII ... the Guardians of every Union, ..., and also of every Parish or Place in which a Board of Guardians shall have been established, ..., shall, ... divide the Union or the Parish or Place of which they are the Guardians into such and so many Districts as they, subject to the Approval of the Registrar General, shall think fit; ... and every such District shall be called by a distinct Name, and shall be a Registrar's District; and the Guardians shall appoint a Person, with such Qualifications as the Registrar General may by any general Rule declare to be necessary, to be Registrar of Births and Deaths within each District, ...; and the Clerk to the Guardians of every such Union, Parish, or Place shall, if he shall think fit to accept such Office, and have such Qualifications as the Registrar General may by any general Rule declare to be necessary, be the Superintendent Registrar thereof; ...³³⁾

さらに、各教区連合において保護委員会が地区登録監督官事務所 (Register Office) を提供し維持すること (第九条)、登記本署長官は、地区登録監督官の下にある出生死亡登録官の登録簿の保管に供するため、十分な数の鉄製の櫃を用意して地区登録監督官に支給すること (第十四条)、櫃は錠一つと鍵を二つ備え鍵の一つは出生死亡登録官が、もう一つは地区登録監督官が持つこと (同)、登記本署長官は、地区登録監督官の下にある出生死亡登録官のために、

図 4-3 1836年登録法による出生・死亡・婚姻の原票雛形

SCHEDULE (A.)

1836.—BIRTHS in the District of Marylebone, North, in the County of Middlesex.										
No.	When born.	Name, if any.	Sex.	Name and Surname of Father.	Name and Maiden Surname of Mother.	Rank or Profession of Father.	Signature, Description, and Residence of Informant.	When registered.	Signature of Registrar.	Baptismal Name, if added after Registration of Birth.
1	7th January.	James.	Boy.	William Green.	Rebecca Green, formerly Jennings.	Carpenter.	William Green, Father, Carpenter, 17, North Street, Marylebone.	9 January.	John Cox, Registrar.	

The Words and Figures in *Italics* in this Schedule to be filled in as the Case may be.

SCHEDULE (B.)

1836.—DEATHS in the District of Marylebone, North, in the County of Middlesex.									
No.	When died.	Name and Surname.	Sex.	Age.	Rank or Profession.	Cause of Death.	Signature, Description, and Residence of Informant.	When registered.	Signature of Registrar.
17	4 February.	William Green.	Male.	43	Carpenter.		Rebecca Green, Widow, 17, North Street, Marylebone.	5 February.	John Cox, Registrar.

[The Words and Figures in *Italics* in this Schedule to be filled in according as the Case may be.]

SCHEDULE (C.)

1836.—MARRIAGES solemnized at the Parish Church in the Parish of Marylebone in the County of Middlesex.								
No.	When married.	Name and Surname.	Age.	Condition.	Rank or Profession.	Residence at the Time of Marriage.	Father's Name and Surname.	Rank or Profession of Father.
1	17 March 1836.	William Hastings. Sophia Ann Mitchell.	Of full Age. Minor.	Bachelor. Spinster.	Carpenter. —	3, South Street, 17, High Street.	Peter Hastings. Geoffrey Mitchell.	Upholsterer. Dutcher.

Married in the Parish Church, according to the Rites and Ceremonies of the Established Church, by Licence, or after Banns, by me, James Hollingshead, Vicar.

This Marriage was solemnized between us, { William Hastings, Sophia Anne Mitchell, } in the Presence of us, { John Hastings, Geoffrey Mitchell, }

The Words and Figures in *Italics* in this Schedule to be filled in as the Case may be.

資料出所：1836 Registration and Marriage Act. 6 & 7 William IV. c. 86.

十分な数の出生登録簿 (Register Books of Births)、死亡登録簿 (Register Books of Deaths)、および認証謄本の雛形 (Forms for certified copies (図4-3を参照)) を地区登録監督官に適切な価格で支給すること (第十八条)、が定められている。

第十八条は、出生死亡登録官の職務として、担当する登録区におけるすべての出生および死亡を登録簿に記入し、詳細を図4-3に示した雛形にそって原票に記録するとしている。

XVIII. ... and every Registrar shall be authorized and is hereby required to inform himself carefully of every Birth and every Death which shall happen within his District ... and to learn and register as soon after the Event as conveniently may be done, ..., in One of the said Books, the Particulars required to be registered according to the Forms in the said Schedules (A.) and (B.) respectively touching every such Birth or every such Death, ...³⁴⁾

こうして集められた情報は、原票については毎年4月、7月、10月および翌1月に地区登録監督官に、資料4-2に示したような登録官による証明書を付した上で謄本が送られ、地区登録監督官が連署して地区登録監督官事務所で保管される。出生登録簿と死亡登録簿は、最後まで記入された後に、やはり地区登録監督官が保管することになっていた (第三十二条)。第三十四条では、地区登録監督官に集められた情報が、同様に、毎年4回、認証謄本が登記本署長官に送られる旨が定められている。

XXXIV. ... every Superintendent Registrar shall, Four Times in every Year, on such Days as shall be therefore named by the Registrar General, send to the Registrar General all the certified Copies of the Registers of Births, Deaths, and Marriages which he shall have so received during the Three

資料4-2 1836年登録法の Schedule (D.) の雛形

I John Cox, Registrar of Births and Deaths in the District of Mary-le-bone, North, in the County of Middlesex, do hereby certify, That this is a true Copy of the Registrar's Book of Births [or Deaths] within the said District, from the Entry of the Birth [or Death] of James Green, No. 1, to the Entry of the Birth [or Death] of William Strange, No. 34. Witness my Hand this Seventh Day of March 1838.

John Cox, Registrar.

資料出所: 1836 Registration and Marriage Act, 6 & 7 William IV, c. 86.

Calendar Months next preceding such quarterly Days of Transmission respectively; ...³⁵⁾

以上のような手続きによって、イングランドおよびウェールズ全域に置かれた618名の地区登録監督官と、彼らの監督の下に置かれた2,193名の登録官を通じた情報の経路が形成されることとなった³⁶⁾。そして、この2,000あまりの登録区を基礎に、1841年センサスが設計されるのである。

第3節 1841年センサスにおける調査区の設定と調査員の任命

1841年センサスは、それまでの4回のセンサスを取り仕切ったジョン・リックマンに代わり、登記本署初代長官となったトマス・ヘンリー・リスター (Thomas Henry Lister) が計画・実施を行った。リスターにとっての懸案事項は何だったのであろうか。1841年センサスの根拠法が成立したのは1840年8月10日であったが、議会に提出されたのは7月であった。それに先だって、リスターが法案準備のために政府が雇った弁護士ドリンクウォーター・ビシュン (Drinkwater Bethune) に宛てた2通の手紙が残っている³⁷⁾。そこで指摘されていたのは、以下のような諸点であった。

- i). 脱漏・二重計算を避けるために1人が1日か1日で無理ならば長くても2日で調査できるよう調査区 (Enumeration Districts) を設定すべきこと、
- ii). 地方当局の義務は「単純な事実に関する正しい記録 (correct records of simple facts)」を準備し、伝達することに限るべきこと、
- iii). センサスに関わる吏員全員に手当を支給すべきで、その際には、一段上位の役職者からの証明書と引き替えにするべきこと、
- iv). 調査区が決定されたら、調査員を任命し、調査当日よりもしかるべき以前に (これは制定法上で決めておくことが望ましい) 指図書 (instructions) と原票 (forms) を中央当局から配布すべきこと、
- v). 中央当局は、最終的な集計だけでなく、準備段階においても指図書作成などに携わるべきこと、
- vi). 馬車や鉄道、運河などで旅行中の者が調査から漏れることがないようしかるべき措置を講じること、
- vii). 調査項目は、数を少なく、平易なものにすべきこと、
- viii). 調査員の負担を軽減するため、刑務所や病院、救貧院などの公的施設については、各施設の長が調査員となるべきこと。

当然ながら、これらはすべてセンサスの正確性を担保することが念頭に置かれている。以下、本節では、調査区の設定と調査員の確保について検討する。

1 センサス調査区の設定

前述したように、1836年登録法により、イングランドおよびウェールズは2,193の登録区に分けられることとなり、各登録区に出生死亡登録官が配置された。リスターは、この登録区をセンサスにおいても実施単位にしようと考えていたが、一つの登録区の住民数は平均で5,000人から6,000人で登録官が1人で軒軒訪問するには規模が大きすぎることに、登録官の多くが医療関係者であることからたとえセンサス実施日一日だけだとしても一日中センサス業務に

時間を取られるのは好ましくないことを挙げ、代わりに、各登録官が教区連合の保護委員会 (あるいは地区登録監督官) に調査区の区分けの提案をすること、調査員としてふさわしい人物を推薦すべきこと、中央からの指図書や調査票 (schedules) の受け取り、調査員への配布、また調査票の調査員からの回収、誤記の訂正といった職務を果たすべきこと、を提案している³⁸⁾。

このリスターの提案を受けて、1841年センサスの根拠法 (the 1841 Census Act) では、以下のような形で調査員と調査区の設定の方法が規定されることとなった³⁹⁾。第三条では、登録区が登録官によって1個または複数の調査区に分けられることが定められる。

III. ... every Registrar's District in *England* shall be formed into One or more Enumeration Districts, according to such Instructions as shall be agreed upon by the said Commissioner; ... ; and the Registrars, with all convenient Speed, shall divide the several Districts into Enumeration Districts, ...⁴⁰⁾

また、第四条では、調査員の任命が、以下のような手続でなされるよう規定されている。まず、登録官がセンサス委員の指示に沿って適格だとされる当該登録区居住の人々の名前と住所のリストを地区登録監督官へ提出する。次に、地区登録監督官が適格と認めた場合は、調査員として任命される。また、登録官は、地区登録監督官の承認のもと、調査員の調査区を決定し、その調査員が自らなさなければならない義務を完全に理解しているかどうかを、個人的に確かめなければならない。

IV. ... the several Registrars of Births and Deaths in *England* shall make and return to their superintendent Registrar a List, containing the Names and Places of Abode of a sufficient Number of Persons, duly qualified according to such Instructions as shall have been agreed upon by the said

Commissioners, to take account of the Population within their several Districts, and such Persons, when approved by the Superintendent Registrar, shall be appointed Enumerators for taking such Account, subject nevertheless to the Approval of the said Commissioners; and the Registrar, with the Approval of the Superintendent Registrar, shall assign a District to each Enumerator, and shall distribute to the Enumerators in his District the Purpose by the Registrar General, and shall personally ascertain that each Enumerator fully and thoroughly understands the Manner in which the Duties required of him are to be performed.⁴¹⁾

同法が成立した1840年8月10日には、リスターは大陸にいて10月18日まで不在であったが、登記本署第一書記トマス・マン (Thomas Mann) によって、センサス実施の第一段階としての予備調査が実施されていた。その目的は、調査員1人が1日で訪問できる家々の数がどのくらいかを調べることで、人口密集地の代表としてウェストミンスター (Westminster)、工業地帯の代表としてバーミンガム (Birmingham) とリーズ (Leeds)、平均的な農村地帯としてワイト島 (Isle of Wight) とバッキンガムシャーのウィカム (Wycomb)、過疎地域としてウェールズのマッハンハレス (Machynlleth)、鉱山地域としてコーンウォールのトゥルウロ (Truro) が選ばれ、各地域の地区登録監督官宛に調査依頼がなされた⁴²⁾。表4-1はその結果表である。また、リスターは、同年11月28日付で、71人の登録官に宛てて自分の登録区で人口1,000人あたり何人くらい調査員になりたいという人物を見出しているかを書面で尋ねている。その結果、もっとも多かった答えは1,000人あたり2人と答えた者で12名であった。次いで2〜3名と答えた者が8名、3名と答えた者が6名で、人数を特定していない者を除く52名からの回答では、平均で6名弱という結果であった⁴³⁾。以上の結果を踏まえて、12月には実際の調査区の決定が始まった。12月19日付の登録官宛の回状では、居住家屋25戸から200戸を目途に、登録区を調査区に分けるよう指示されている⁴⁴⁾。その際には、実際に各戸を訪問する際の家屋

表4-1 予備調査による調査員1人一日あたりの調査可能家屋と人数

Superintendent Registrars' District in which The Trial Census was taken	Number of Houses Enumerated	Number of Persons Enumerated	Number of Hours Employed	Distance Traversed.
Westminster	47	430	8 1/2	A quarter of a mile
Birmingham	55	253	8 1/2	Not stated.
Leeds	152	636	10	Not stated.
Isle of Wight	120	689	8	
Ditto	85	226	8 1/2	Four miles out.
Wycomb	—	—	—	(Return missing)
Machynlleth	38	200	10	Twelve miles and 3/4.
Truro	78	426	7 1/2	Not stated.

資料: *History of the Census*, (NA RG27/1), p. 17.

と家屋の距離も考慮すべきこととされ、住宅が密集している都市においては130戸から200戸、さほど人口稠密でない都市の場合は80戸から130戸、農村部では50戸から80戸、隣の家屋まで2マイル以上あるような場合は50戸以下となるだろう、とされている。また、センサス実施に際して支障が無い限り、なるべく教区や町区 (township) といった既存の行政区域と重複するようにすること、調査区と調査区の境界を慎重に定めて脱漏や重複がないようにすることが求められた。登録官によって作成された調査区の設定案は、地区登録監督官による修正を経て中央へ送られ、次いで、地区登録監督官の管区ごとにアルファベット順に整理された摘要が作られ、イングランドおよびウェールズの全地域が漏れなく調査区に含まれているか1831年センサスの結果との照合によって確認された⁴⁵⁾。

2 調査員の任命

次の作業は、実際の調査員の選定である。1841年2月4日付けの登録官宛の指図書では、調査員に求められる資質として以下の諸点があげられている⁴⁶⁾。

- i). 知性と活気があること、
- ii). 読み書きができること、

- iii). 算術の素養があること、
- iv). 虚弱体質でないこと、
- v). 18歳未満または65歳以上ではないこと、
- vi). 温和で秩序正しく、尊敬できる人物で、礼儀正しく、自分の調査区の住民から好意を得ていること、
- vii). 自分が担当することになる調査区を知悉していることが望ましい。

また、調査区数の倍か、少なくとも1.5倍の人数を推薦すべきことが書き添えられ、写しを作って一部を手元に置いたうえで3月1日までに地区登録監督官に送付するよう指示されている。

同時に、地区登録監督官に宛てても、2月5日付けで指示書が送られ、3月2日までに登録官から調査員候補が送られてきていない場合はすぐに登録官に書簡で督促し、さらに4日の遅れが生じたときには、登記本署へ通知すべきこと、登録官が推薦した調査員の数が不足している場合、または地区登録監督官には不適格と思われる人物が記載されている場合の対応が述べられ、最終的に地区登録監督官が調査員に最もふさわしいと思われる人物を調査区ごとに任命して登記本署へリストを送付すべき、といった内容が記載されている⁴⁹⁾。

おそらく任命の過程で、十分な人数の調査員を確保できない登録区が出てきたものと思われる。1840年センサス法は、翌年4月6日に改正されており、改正法の第四条で、教区の貧民監督官や教区連合の吏員は必要とあらば調査員とならなければならない旨が定められている。

IV. ... the Overseers of the Poor in every Parish, Township, and place in *England and Wales*, and the Constables, Tithingmen, Headboroughs, or other Peace Officers for such Parishes, Townships, and Places, and the Relieving Officers in any Union formed under the Act for the Amendment and better Administration of the Laws relating to the Poor in *England and Wales*, shall be bound to act as Enumerators under the first-recited Act and

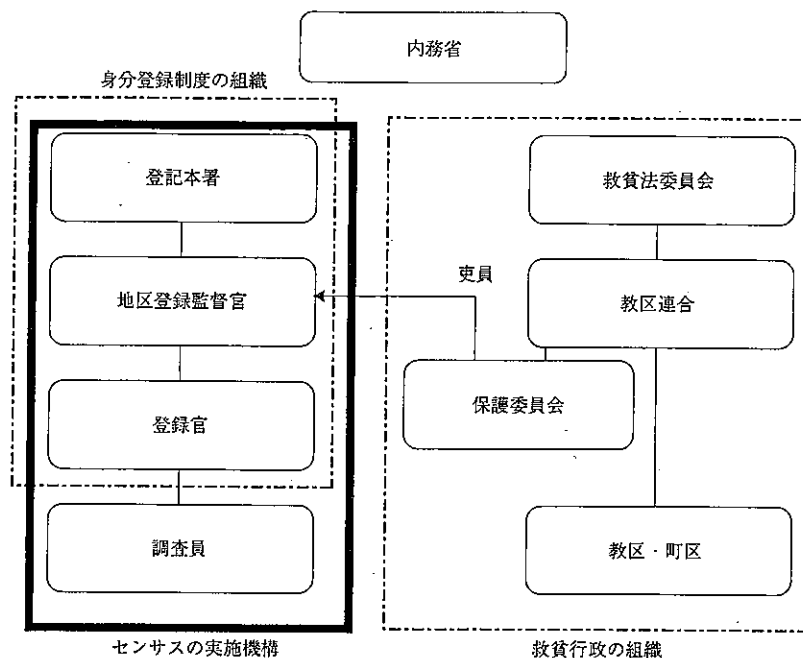
this Act, within their respective Townships, Parishes, Unions, and Places, if required so to act by the Commissioners appointed under the first-recited Act; and every such Overseer, Relieving Officer, Constable, Tithingman, Headborough, and other Peace Officers, who shall refuse or wilfully neglect so to act and duly to perform the Duties required of the said Enumerator by the said Act as amended by this Act, shall for every such Offence forfeit a Sum not more than Ten Pounds or less than Five Pounds, at the Discretion of any Justice of the Peace to whom Complaint thereof shall be made by or on behalf of the said Commissioners, to be recovered, in case of Nonpayment, by Distress and Sale of the Goods of such Offender.⁴⁸⁾

また、登録官への指示書の中にも、5月20日までに調査員が充足できない場合、調査区番号とそこに含まれる教区や町区の名前を、教区の貧民監督官や教区連合の吏員などの名前と住所を添えて中央へ送付すべきことが記されている⁴⁹⁾。ともあれ、こうした過程を通じて、30,000名を超える調査員が任命された⁵⁰⁾。

ここで、1834年の改正救貧法、1836年登録法、および1841年センサスにおける実施機構がどのようなものであったのか、図4-4で確認しておこう。救貧行政においては、中央当局として救貧法委員会が置かれ、民事登録制度では登記本署が置かれた。この両者は独立のものであるが、センサス実施に当たっては登記本署長官がセンサス委員会の委員を兼ねている。1834年改正救貧法で、全国に619の教区連合が創出され、ここに地方行政当局として保護委員会が置かれる。保護委員会の吏員が民事登録制度上の地区登録監督官となる。したがって、地区登録監督官事務所もおよそ600余り存在した。民事登録制度では、この下に2,000名余りの登録官が配され、この登録区を分割する形で、センサスの調査区が作られた。

イングランドとウェールズの教区は、当時15,000ほどであったといわれているのに対し、センサス調査員は約30,000名が任命されたから、センサスの調査

図4-4 救貧、民事登録、センサスの行政機構



区は、単純計算で教区の半分程度の大きさしかなかったと言える。こうして、1841年センサスは、1831年以前のセンサスで貧民監督官がカバーした量の半分程度について、より簡潔にされた原票の記入を行うことになった。リスターの懸念の解消はこうした形で図られたのである。

第4節 事前準備：世帯個票、手当てと罰金

前節で見たように、調査区の設定のために試験的なセンサスがウェストミンスターをはじめとする7箇所を試みられたが、こうした事前の準備はその他の点においてもなされている。ここでは、世帯票 (household schedules) の事前配布と、調査員に対する手当に関する事前調査の二点を指摘しておきたい。

1 世帯個票の事前配布

1841年センサスの根拠法は、1840年8月に成立した *An Act for taking an Account of the Population of Great Britain*, 3 & 4 Victoria, c. 99 であるが、翌年4月6日、改正法が出されている⁵¹⁾。この改正法では、センサスの実施日が7月1日から6月7日に前倒しされており (第一条)、また、調査日に先立つ1週間のうちに各世帯に世帯票を配布し、調査員がすべてを聞き書きする代わりに、当日までに各世帯主によって記入された世帯票をもとに、氏名、性別、年齢および職業について調査票に記入すべきことが規定されている (第五条)。

V. ... Schedules shall be prepared, under the Direction of the said Commissioners, for the Purpose of being filled up by the several Occupiers of Dwelling Houses as hereinafter provided; and the Registrars in *England and Wales*, ..., shall, in the course of the Week ending on Saturday the Fifth Day of June in this Year, leave or cause to be left at Every Dwelling House within their District One or more of the said Schedules for the Occupier or Occupiers thereof or of any Part thereof; and upon every such Schedule shall be plainly expressed that it is to be filled up by the Occupier of such Dwelling House, (or where such Dwelling House is let in different Stories or Apartments, and occupied distinctly by different Persons or Families, by the Occupier of each such distinct Story or Apartment,) and that the Person charged with taking the said Account will collect all such Schedules within his District on the Monday then next following; and every Occupier of any Dwelling House, or of any distinct Story or Apartment in any Dwelling House, with or for whom any such Schedule shall have been left as aforesaid, shall fill up the said Schedule to the best of his or her Knowledge and Belief, so far as relates to all Persons dwelling in the House, Story, or Apartment occupied by him or her, and shall sign his or her Name

thereunto, and shall deliver the Schedule so filled up, or cause the same to be delivered, to the Person charged with taking the said Account, when required so to do; ...⁵²⁾

当時の識字率を考えると、この条文の規定にどれだけの実効性があったかは不明な点も多いが、とにかくも、1841年センサス以降は、それまでの他計式の調査を脱して、自計式の調査となったのである。

2 手当と罰金

1840年のセンサス法第十六条では、センサス実施に関わる調査員、登録官、地区登録監督官等に支払われるべき手当の額を定めた表を作成し、1841年3月1日までに両院に提出するよう求めている（同日に議会が開催されていない場合は、次の会期の初日から14日以内）。この表の作成のための予備調査として、2月20日に、イングランドおよびウェールズ各地から選んだ60人の地区登録監督官宛てに回状が出され、10時間から12時間に及ぶ丸一日の労働で得られる賃金が各地でいくらくらいかが調査された⁵³⁾。その結果を踏まえて、訪問戸数50戸未満または数え上げた人数300人未満の調査員に対する手当で10シリングを最低額とし、50戸以上60戸未満または300人以上360人未満に11シリング、60戸以上70戸未満または360人以上420人以上に12シリングと、戸数で10戸、人数で60人増えるごとに1シリングずつ加算する、という方式が取られた（表4-2参照）。また、センサス当日の移動距離（自宅から調査区までは含まない）が5マイルを超える場合、1マイルあたり1シリングが加算され、さらに、登録官に調査結果を届け終わって職務が完了した時に、改めて5シリングが与えられることが定められた⁵⁴⁾。1841年の結果表からは、イングランドとウェールズの総人口は15,906,829名、居住戸数が2,941,491戸だったことがわかる⁵⁵⁾。調査員が30,000名だったとすれば、一人あたり530名、または98戸となる。表4-2を参照すれば、調査員一人あたりの手当では、人数で取った場合14シリング、戸数で取った場合15シリングとなる。調査員は人数と戸数、どちらか好

表4-2 調査員への手当

For a District containing

		Amount of remuneration £ s d
Less than 50 inhabited houses	Less than 300 persons enumerated	10.0
50 and less than 60 ditto	300 and less than 360 ditto	11.0
60 ditto 70 ditto	360 ditto 420 ditto	12.0
70 ditto 80 ditto	420 ditto 480 ditto	13.0
80 ditto 90 ditto	480 ditto 540 ditto	14.0
90 ditto 100 ditto	540 ditto 600 ditto	15.0
100 ditto 110 ditto	600 ditto 660 ditto	16.0
110 ditto 120 ditto	660 ditto 720 ditto	17.0
120 ditto 130 ditto	720 ditto 780 ditto	18.0
130 ditto 140 ditto	780 ditto 840 ditto	19.0
140 ditto 150 ditto	840 ditto 900 ditto	20.0
150 ditto 160 ditto	900 ditto 960 ditto	21.0

資料：History of the Census, (NA RG27/1). p. 34.

ましいほうで手当を申請することができたから、15シリングもらったとすると、調査後の5シリングを含めて20シリング、すなわち平均的には1ポンドの報酬を得ることができた。

1841年3月13日付けで、地区登録監督官および登録官向けの手当についても、財務省から承認を受けている。地区登録監督官の場合、センサス手続き全体に5ポンド、登録官から送付されてくる調査票を精査し摘要を作った上で7月10日までに中央へ送付することに対して一調査区あたり1シリング、同様に公的機関についての調査票を中央へ送付することで一公的機関あたり5シリングが与えられることになった。

登録官については、センサス業務全般について3ポンド、調査員から送られてくる調査票を精査の上、地区登録監督官へ7月1日までに送付することに対して一調査区あたり2シリング6ペンス、調査票から数え上げる人口100人につき6ペンス、公的機関の長から送られてくる調査票を地区登録監督官へ送付することに対して一機関あたり2シリング6ペンス、各世帯に世帯票を配ることになった場合、その実施に対して一調査区あたり2シリング6ペンスが与えられることになった。

1831年までのセンサスでは、一部で手当が支給されたこともあったようだが、基本的には貧民監督官や教区委員による無給奉仕であったから、こうした統一的な給与体系を設定したことは、有能な調査員を確保する上で、有効だったと思われる。同時に、調査員は登録官の、登録官は地区登録監督官の、地区登録監督官は中央のセンサス委員から、調査結果の検定を受けることで追加的な手当を受け取れるという形になっているため、ピラミッド型に組織されたセンサス機構の上方へスムーズに調査結果が伝達されることにもつながったと考えられる。

他方で、職務の遂行を拒否するもの、故意に指示を無視するものに対しては、厳しい罰則規定も設けられていた。まず、調査を受ける側については、世帯票への記載の拒否や虚偽の記載、調査員からの質問に答えることへの拒否などについて、40シリング以上5ポンド以下の罰金が科せられることになっていた⁵⁶⁾。また、前述したように、改正法では調査員の充足のために、教区の貧民監督官や教区委員、教区連合の吏員などについて要請があれば調査員となることが義務付けられたが、これを拒否した者や要請を故意に無視した者に対しては5ポンド以上10ポンド以下の罰金が科せられることとされた⁵⁷⁾。また、調査員、登録官、地区登録監督官が故意に職務不履行を行った場合には40シリング以上5ポンド以下の罰金が科せられ⁵⁸⁾、さらに、登録官については、自らの過失によって登録区内の調査区全部に調査員を設定できないままセンサス実施日当日を迎えた場合は、センサス業務に関するあらゆる報酬を受ける権利を失う旨が通知されている⁵⁹⁾。

前述したように、調査員の報酬は1ポンド程度であったと思われるので、40シリング(2ポンド)以上の罰金というのは、非常に高額なものとなる。したがって、一度任命されたら、忠実に職務をこなすことがもっとも合理的な判断であったと言えよう。

おわりに

1841年センサスの実施機構の基礎には、1830年代の行政改革、とりわけ1834年改正救貧法によって中央に救貧法委員会が置かれ、地方当局として教区連合に保護委員会が置かれたこと、また、1836年登録法によって、教区連合のレベルに地区監督登録官が、その下位に登録官が置かれ、ピラミッド型の中央集権的な行政組織が構築されたことがある。1841年以降のいわゆるヴィクトリアン・センサスが近代的なセンサスだといわれるうえで、このことが非常に重要である。

センサス実施のための事前準備もきわめて入念に行われていた。調査区の設定のために1人の人間が一日で何戸の家屋を訪ねることができるかの予備調査が行われ、また、調査員への手当の支払いのためにも、イングランドとウェールズ全域をカバーする形で、賃金水準の予備調査が行われた。前述したように、調査員は1ポンド前後の報酬を得て、センサス業務を遂行した。したがって、イングランドとウェールズでは調査員の人件費として30,000ポンドあまりが必要となった。同様に、618名の地区登録監督官、2,193名の登録官へ、どれくらいの手当が支払われていたかを計算してみると、地区登録監督官への支出は4,745ポンド、登録官へは18,133ポンドとなる⁶⁰⁾。すなわち、直接の人件費だけで53,000ポンド弱が必要となったのである。この額を高いと取るか低いと取るかは意見の分かれるところであろうが、1841年センサスが周到な準備の下に、豊富な情報の組織的な収集を目的として行われたことは間違いのない。

1851年以降のセンサスと比べると、1841年センサスは場当たりの過渡的な側面を持つ。年齢の調査は、14歳以上のものについては5歳刻みで、18歳の者は15歳、24歳の者は20歳として記録されたし、出生地の調査も現住地と同じ州出身かどうかをyes/noで答えるという形であった。また、親族ではない同居人をどう扱うかについて、世帯主に対して明確な指示が与えられなかった。調査区域についても、伝統的なhundredやwapentakeに沿ったものが多かつ

た⁶¹⁾。加えて、出生・死亡・婚姻といった動態統計の調査も企図されており、その際には聖職者の協力が期待されていて、聖俗の未分化も見られる。しかしながら、調査の均質性や継続性を担保する世俗的な実施機構のもとで行われるようになったセンサスは、その後次第に実際の経験を蓄積しつつ、近代的なそれへと成熟していくのである。

Reference

Acts of Parliament

An Act for the relief of the poor, 43 Elizabeth, c. 2. (1601 Poor Law Act)

An Act for taking an Account of the Population of Great Britain, and of the Increase or Diminution thereof.

11 George IV and 1 William IV, c. 30. (1831 Census Act)

An Act for the Amendment and better Administration of the Laws relating to the Poor in England and Wales.

4 & 5 William IV, c. 76. (1834 Poor Law Amendment Act)

An Act for registering Births, Deaths, and Marriages in England,

6 & 7 William IV, c. 86. (1836 Registration and Marriage Act)

An Act for taking an Account of the Population of Great Britain, 3 & 4 Victoria, c. 99. (1841 Census Act)

An Act to amend the Acts of the last Session for taking Account of the Population, 4 & 5 Victoria, c. 7. (1841 Census Amendment Act)

Primary sources

British Parliamentary Papers, 1833, vol. xxxvi.

British Parliamentary Papers, 1834, vol. xxx.

British Parliamentary Papers, 1841, vol. ii.

British Parliamentary Papers, 1843, vol. xxii.

The History of the Census of 1841, National Archives, RG27/1.

Secondary sources

A Committee of the Statistical Society of London,

(1840) 'Report on the best mode of taking the Census of the United Kingdom in 1841',

Journal of the Statistical Society of London, vol. III.

Brundage, A.,

(2002) *The English Poor Laws, 1700-1930*, Basingstoke.

Glass, D. V.,

(1973) *Numbering the People: the eighteenth-century population controversy and the development of census and vital statistics in Britain*, London.

Higgs, E.,

(1996a) *A Clearer Sense of the Census*, London.

(1996b) 'A Cuckoo in the nest? The origins of civil registration and state medical statistics in England and Wales', *Continuity and Change*, 11 (1).

King, S.,

(2000) *Poverty and Welfare in England 1700-1850: a Regional Perspective*, Manchester.

Webb, S. and B. Webb,

(1927) *English Local Government: English Poor Law History Part I, The Old Poor Law*, London.

(1929) *English Local Government: English Poor Law History Part II, The Last Hundred Years*, vols. 1 and 2, London.

大沢真理

(1986) 『イギリス社会政策史：救貧法と福祉国家』 東京大学出版会。

安元稔

(1996) 「イギリスにおける教区登録制度と民事登録制度——歴史的素描——」 利谷信義他編『戸籍と身分登録』 早稲田大学出版部。

資料4-1 1831年センサスの質問票

Questions addressed to the Overseers in *England*, and to the

Schoolmasters in *Scotland*:

Who are respectively require to take an Account of the resident Population, by proceeding from House to House on the Thirtieth Day of *May* One thousand eight hundred and thirty-one, and on the Days immediately subsequent thereto, if One Day shall not be sufficient; and they are also required to specify in Writing the Name of the Parish or Place in the Schedule, and whether it be usually called a Parish, Township, Tithing, Quarter, or by what other Denomination.

1st. How many Inhabited Houses are there in your Parish, Township, or Place; and by how many Families are they occupied?

2nd. How many Houses are now building, and therefore not yet inhabited?

3rd. How many other Houses are uninhabited?

4th. What Number of Families in your Parish, Township, or Place, are chiefly employed in and maintained by Agriculture; how many Families are chiefly employed in and maintained by Trade, Manufactures, or Handicraft; and how many Families are not comprised in either of the two preceding Classes?

N. B. The total Number of Families in Answer to this Question must correspond with the Number of Families in Answer to First Question; and if any Doubt shall arise as to the Class in which any Family or Families ought to be comprised, such Doubt is to be stated as a Remark (under Question Sixteenth), not omitting therein to specify in which Class such Family or Families may have been comprised in your Answer to the Fourth Question.

5th. How many Persons (including Children of whatever Age) are there actually found within the Limits of your Parish, Township, or Place, at the Time of taking this Account; distinguishing Males and Females, and exclusive of Men actually serving in His Majesty's Regular Forces, in the Old Militia, or in any Embodied Local Militia, and exclusive of Seamen either in His Majesty's Service or belonging to Registered Vessels?

6th. How many of the Males enumerated in answer to the 5th Question, are upwards of Twenty Years old?

N. B. If this Number of Males upwards of Twenty Years old should differ materially [*or otherwise as compared to the Return of 1821*] from One Half of the total Number of Males [in answer to Question 5th], some Error has probably been committed, and the Answer to this Question should be examined, and corrected, if necessary.

7th. How many Males upwards of Twenty Years old are employed in Agriculture, including Graziers, Cowkeepers, Shepherds, and other Farm Servants, Gardeners (not taxable as Male Servants), and Nurserymen?

In answering this Question, you will carefully distinguish these Males into Three Classes; *viz.* First, Occupiers of Land who constantly employ and pay One or more than One Labourer or Farm Servant in Husbandry; Secondly, Occupiers of Land who employ no Labourer other than of their own Family; Thirdly, Labourers in Husbandry and Farm

Servants employed by Occupiers of the First Class.

8th. How many Males upwards of Twenty Years old are employed in Manufacture or in making Manufacturing Machinery; but not including Labourers, Porters, Messengers, &c., who are to be included in a subsequent Class?

9th. How many Males upwards of Twenty Years old are employed in Retail Trade or in Handicraft, as Masters, Shopmen, Journeymen, Apprentices, or in any Capacity requiring Skill in the Business; but not including Labourers, Porters, Messengers, &c., who are to be included in a subsequent Class?

N. B. To enable you to answer this Question in a Manner satisfactory to yourself, a Sheet containing a List of the Denominations of several Trades is transmitted herewith, with blank Spaces for your Use in Entry of the Answers you obtain; it being understood that if any Trade or Business carried on in your Parish or Place does not appear in the printed List, you will specify such Trade at Bottom of the said List, making a Mark for each Male opposite to the Denomination of his proper Trade or Business, and adding all together for final Entry in the Schedule; to which Schedule you will annex the said printed List, with your original Entries thereon.

10th. How many Males upwards of Twenty Years old are Wholesale Merchants, Bankers, Capitalists, Professional Persons, Artists, Architects, Teachers, Clerks, Surveyors, and other Educated Men? And in answering this Question, you will include generally Persons maintaining themselves otherwise than by Manufacture, Trade, or bodily Labour.

11th. How many Males upwards of Twenty Years old are Miners, Fishermen, Boatmen, Excavators of Canals, Roadmakers, Toll Collectors, or Labourers employed by Persons of the There preceding Classes, or otherwise employed in any Kind of bodily Labour, excepting in Agriculture? Labourers in Agriculture having been already entered in the proper Place.

12th. How many other Males upwards of Twenty Years old (not being taxable Servants under the next Question) have not been included in any of the foregoing Classes? Including, therefore, in answer to this Question, retired Tradesmen, superannuated Labourer, and Males diseased or disabled in Body or Mind.

N. B. Observe that the Number of Males, in answer to Questions 7th, 8th, 9th, 10th, 11th, 12th, and 13th collectively, cannot be less than the Number of Males upwards of Twenty Years old, in answer to Question 6th; but will exceed that Number in consequence of

including Male Servants under Twenty Years of Age; and, as a general Rule, always assign an Individual of mixed Occupation or Income to that by which he is supposed to profit more than by any other.

13th. How many Household Servants, including all Female Servants, and such Male Servants (of whatever Age) as are taxable as such; also Waiters and Attendants at Inns; distinguishing the Males upwards of Twenty Years of Age, from the Males under Twenty Years of Age?

14th. If you have entered any Males in answer to the 8th Question, be pleased to specify the Manufacture or Manufactures in which they are employed; and what Proportion of the Number of those entered in answer to Question 11th are employed in any Quarry, Mines, Coal Pits, Fishery, or public Work now in progress?

15th. Referring to the Number of Persons in One thousand eight hundred and twenty-one, to what Cause do you attribute any remarkable Difference in the Number at present?

16th. Are there any other Matters which you may think it necessary to remark in Explanation of your Answers to any of the preceding Questions?

資料出所 The 1831 Census Act, 11 George IV and 1 William IV, c. 30.

注

- 1) E. Higgs, *A Clearer Sense of the Census*, London, 1996, p. 8.
- 2) *Ibid.*, pp. 9, 16-17. See also 'Report to the Council of the STATISTICAL SOCIETY OF LONDON, from the Committee appointed to consider the best mode of taking the Census of the United Kingdom in 1841', *Journal of the Statistical Society of London*, vol. III.
- 3) 1841年以降の Census Enumerators' Books は、センサス実施後100年経過したことを条件に公開されている。最新のものは1901年センサスのものであり、ロンドンにある Family Record Centre において、マイクロフィルムおよびマイクロフィッシュ形式で誰でも閲覧が可能となっている。Family Record Centre <http://www.familyrecords.gov.uk/frc/> (参照日: 2006年10月30日)。
- 4) 以下リックマンの生涯に関する記述は、H. C. G. Matthew and B. Harrison, eds., *Oxford Dictionary of National Biography* (hereafter *ODNB*), vol. 46, 2004, pp. 897-8, 「Rickman, John (1771-1840)」の項、および、彼の息子 W. C. Rickman による追悼

文 (*Gentleman's Magazine*, vol. xv, 1841, pp. 431-7) による。

- 5) *An Act for the relief of the poor*, 43 Elizabeth, c. 2 (hereafter, 1601 Poor Law Act).
- 6) この階層の人々に対するリックマンの信頼は、彼自身が聖職者の息子であることとも関わりがある。ODNB, vol. 46, p. 897. なお、スコットランドでは、教師 (schoolmasters) がこれにあたっている。合邦間もないアイルランドについては、the Great Britain とは別に根拠法が存在する。
- 7) *An Act for taking an Account of the Population of Great Britain, and of the Increase or Diminution thereof*, 11 George IV and 1 William IV, c. 30. (hereafter, the 1831 Census Act), s. 1.
- 8) 小売業については、製造業と区別するため、小売業に含むべき職業のリストが作られた。*British Parliamentary Papers* (hereafter *BPP*), 1833, vol. xxxvi, p. x. に再掲されている。
- 9) *An Act for taking Account of the Population of Great Britain*, 3 & 4 Victoria, c. 99 (hereafter, the 1841 Census Act), s. 5. 調査日は、後に、6月7日に変更され、6月6日の人口を調査することとなった。*An Act to amend the Acts of the last Session for taking Account of the Population*, 4 & 5 Victoria, c. 7 (hereafter, the 1841 Census Amendment Act), s. 1.
- 10) 15歳未満の場合、申請されたとおりの年齢を記載することが求められた。15歳以上の場合は、15-19歳は「15」、20-24歳は「20」という形で、記入するとされた。'Preface' to the Enumeration Abstract (1841 census), *BPP* 1843, vol. xxii, p. 3.
- 11) 'Instructions to the Enumerators for taking Account of the Population in England and Wales, 1841', *The History of the Census of 1841* (hereafter *History of the Census*), National Archives (former Public Record Office) RG27/1, p. 71.
- 12) The 1831 Census Act, appendix.
- 13) Higgs, *A Clearer Sense*, p. 181.
- 14) The 1831 Census Act, s. 5.
- 15) The 1831 Census Act, s. 9. なお、1831年センサスでは、各教区において、前回センサス以降何件の洗礼・埋葬・結婚があったかの調査も行われている。これは、各教区の牧師や司祭が調査し、主教、大主教を通じて、枢密院へ報告する、という形になっている。The 1831 Census Act, s. 4.
- 16) Higgs, *A Clearer Sense*, pp. 7-8.
- 17) *An Act for registering Births, Deaths, and Marriages in England*, 6 & 7 William IV, c. 86 (hereafter, 1836 Registration and Marriage Act).

- 18) *An Act for the Amendment and better Administration of the Laws relating to the Poor in England and Wales*, 4 & 5 William IV, c. 76. (hereafter, 1834 Poor Law Amendment Act).
- 19) S. Webb and B. Webb, *English Local Government: English Poor Law History*. Parts I and II, London, 1927 and 1929.
- 20) 1601 Poor Law Act, s. 1.
- 21) S. King, *Poverty and Welfare in England 1700-1850: a Regional Perspective*, Manchester, 2000, p. 227.
- 22) A. Brundage, *the English Poor Laws, 1700-1930*, Basingstoke, 2002, p. 66.
- 23) *Ibid.*, p. 66.
- 24) 大沢真理『イギリス社会政策史：救貧法と福祉国家』東京大学出版会、1986年、84頁。
- 25) 1834 Poor Law Amendment Act, s. 15.
- 26) 1834 Poor Law Amendment Act, s. 16.
- 27) 1834 Poor Law Amendment Act, s. 38.
- 28) 安元「教区登録制度と身分登録制度」、236-40頁。
- 29) 同上、264-9頁。身分登録制度の成立については安元「教区登録制度と身分登録制度」および E. Higgs, 'A Cuckoo in the nest? The origins of civil registration and state medical statistics in England and Wales', *Continuity and Change*, 11 (1), 1996 による。
- 30) 安元「教区登録制度と身分登録制度」、247頁。
- 31) Higgs, 'A Cuckoo in the nest?', p. 116.
- 32) 1836 Registration and Marriage Act, s. 2.
- 33) 1836 Registration and Marriage Act, s. 7.
- 34) 1836 Registration and Marriage Act, s. 18.
- 35) 1836 Registration and Marriage Act, s. 34.
- 36) 安元「教区登録制度と身分登録制度」、254頁。
- 37) 'Mr Lister's Plan for taking the Census of 1841', *History of the Census*, pp. 1-7.
- 38) *History of the Census*, p. 3. もっとも、登録区は常に調査区がその一部を形成するような単位であることが望ましいとしている。*Ibid.*, p. 2.
- 39) 第二条で、身分登録本署長官が他の委員とともに、センサス実施のための委員会を組織することが定められている。The 1841 Census Act, s. 2.
- 40) 1841 Census Act, s. 3.

- 41) 1841 Census Act, s. 4.
- 42) *History of the Census*, pp. 11-15.
- 43) *History of the Census*, p. 17.
- 44) *History of the Census*, p. 19.
- 45) *History of the Census*, pp. 23-4.
- 46) *History of the Census*, pp. 26-8.
- 47) *History of the Census*, p. 30.
- 48) 1841 Census Amendment Act, s. 4.
- 49) *History of the Census*, p. 64.
- 50) 調査員への手当ての支給を定めた表について大蔵省の承認を求める書簡の中で、身分登録本署書記の Thomas Mann は、イングランドとウェールズ全体で、調査員のは数は30,000を超えると述べている。*History of the Census*, p. 33. また、調査員のための調査票 (enumeration schedules) は30,689都用意された。*History of the Census*, p. 42.
- 51) 注9)を参照。
- 52) 1841 Census Amendment Act, s. 5.
- 53) *History of the Census*, p. 32.
- 54) *History of the Census*, p. 34. 1841年3月11日付けで大蔵省 (treasury) から承認を受けている。
- 55) *BPP*, 1841, vol. ii, pp. 2-3.
- 56) 1841 Census Amendment Act, s. 5.
- 57) 1841 Census Amendment Act, s. 4.
- 58) 1841 Census Amendment Act, s. 14.
- 59) *History of the Census*, p. 65.
- 60) 前節の給与体系に沿って、人口15,906,829名、地区登録監督官618名、登録官2,193名、調査員30,000名 (=調査区数30,000) として計算。公的施設数については、実際のどのくらい存在したのかわからないのだが、少なくとも一つの教区連合には最低一つの救貧院が存在していたとして、618として計算した。したがって、この値は過小評価となっている可能性がある。地区登録監督一人当たりは7.7ポンド、登録官一人当たり8.3ポンドとなるが、登録官は、事前の世帯票の配布を誰か別の者に依頼することができたから、8.3ポンド全額が登録官のものになったわけではない。
- 61) Higgs, *A Clearer Sense*, pp. 10-11.